平成２５年（フ）第８０号
熊本市南区島町４丁目11番12号　ガーデンスクエアＣ棟103号
債務者　日下部　清
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　法子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１４号
静岡市清水区西久保293番地の１、住民票上の住所静岡市駿河区西島1364番地の４
債務者　増田　　学
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　隆広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６０号
埼玉県春日部市藤塚1873番地１
債務者　曽根　伸二
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠崎　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
埼玉県春日部市藤塚1873番地１
債務者　曽根　仲子（旧姓八十田）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠崎　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
愛知県刈谷市井ケ谷町青木81　グレース井ケ谷403号、住民票上の住所愛知県豊田市八草町大田371番地１
債務者　田原　陽介
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
長野市小島田町1685番地３
債務者　牧村　　強
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　武寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
長野市稲里町田牧716番地
債務者　牧村　信子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　武寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
長野県佐久市印内152番地１、住民票上の住所神奈川県鎌倉市西御門２丁目８番２号　大倉第一コーポ101
債務者　小林宇一郎
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室賀　俊樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第２６７号
三重県四日市市ときわ五丁目２番40号　ＮＥＷマリッチ・タケコシ１Ｂ
債務者　早川　**隆**司
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥谷　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
長野県茅野市宮川3846番地１　シャイニングビレッジ浜Ⅱ303号
債務者　島田　文子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪　雅顕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２０９号
静岡市葵区辰起町７番16号
債務者　石垣　和子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹川　英辰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６７７号
横浜市泉区中田東１丁目35番50号　パナハイツ東原201号
債務者　菅　　克巳
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　義人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６号
三重県志摩市浜島町塩屋116番地
債務者　小堀　照男
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
三重県鳥羽市鳥羽１丁目22番22号
債務者　山下　芳則
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
三重県伊勢市二見町荘1602番地
債務者　山下　明男
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１２０号
札幌市西区西野８条６丁目１番２号
債務者　馬場美代子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２０号
北海道千歳市北陽２丁目２番９号
債務者　嘉島　敬祐
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部